



77
6113
1

慶應戊辰新刻

津田真一郎譯

泰西國法論

江戸開成所

津田真一郎

泰西國法論目錄

凡例

緒言

第一卷

第二國法論の總旨

第一篇

第六國法論の釋義并に其界限

第二篇

第五國の主權

第三篇

第四制法

去味切平蔵

泰西國法論

目錄

第四篇

政令并り理財

第五篇

司法

第六篇

刑法并り治罪法

第二卷

國家并り其國の住民雙方の權義

第一篇

國法論より立つる本國住民の區別

第二篇



國民外國人

第三篇

自主民不自主民

第四篇

國民品種の區別

第五篇

國民品位の區別

第六篇

國家に對して住民有る所の通權

第七篇

國民の公權又名都人士權

第八篇

國家に對して住民の務むべき義

第三卷

各種の政體

第一篇

政體總論

第二篇

多頭政治

第三篇

平民政治一名民主の國

第四篇

君主政治

第六篇 豪族政治

第五篇 貴族政治

第四篇 一頭政治

第六篇 藩閥政治

第七篇 藩閥政治

第七篇 盟邦及合邦

第八篇 本邦政治

第九篇 國內の區分

第十篇 見今定律國法の大旨

第四卷

見今定律國法の大旨

第一篇

定律國法の釋義

第二篇

根本律法 即國制又稱朝綱

第三篇

國家及其國の住民彼此權義の定規

第四篇

國制即建國の法制

第五篇

定律國內均勢の制

第六篇

第七篇

政令理財を良善あらしむる保証

政府の報告

第八篇

宰相の任責

第九篇

國家の財政をよき善あらしむる保証

凡例

凡例 往年余恭一和蘭二遊三西周助四と偕五法學六を七來八訂九の大學
 大命を奉一〇和蘭一一遊一二西周助一三と偕一四法學一五を一六來一七訂一八の大學
 博士一九シモン二〇ヒッセル二一グ先生二二より受二三け先生二四の口授二五は従二六ひ蘭語
 の儘筆記二七せ二八者五種二九あり其詳三〇あるは西氏三一の譯三二とる所性
 法口訣三三の凡例三四は讓三五る此書三六ハ即其第三種三七よりして今余三八が謹
 で譯三九する所あり或四〇を譯字四一の不當四二文意四三の不通四四を免四五るは伏
 して大方四六は是正四七を乞四八ふ
 西洋四九の法學五〇別五一とて數科五二と成五三る初學五四或五五を望洋五六の歎五七を免五八れ
 ば余嘗五九て泰西六〇法學六一要領六二を撰六三む今又其要六四を撮六五む事左六六の如
 小書六七に於六八て西六九國七〇の大學七一錄七二に於七三て其七四大要七五

法學を法律の學として西洋列國の大學校は於て生徒大半
此學に從事を彼國大學の學科之を大別して五つに就裡
法學の庶生最多し余が曾て遊び來丁の大學校昨千八
百六十五年の庶生曆を閲せられども統計庶生五百十二人の
内法學庶生二百八十三人千八百五十六年維也納大學の
生徒二千六百十四人の内法學生九百十二人は居る他の
大書院生徒の比例大抵是と大同小異あり是其故彼國は
於て法院の諸官を論ずる迄も無く内外諸有司大槩此學
の及第學士より拔擢せらるるに因りあり
西洋の諸學其本希臘より出づ然ととも希臘の時漢土周
當は唯文學の一科たりて餘の諸學を包羅せし事恰漢

土本邦目今の狀は似たり羅馬の時漢法科漸く別として特
又一科を為す勢あり故に方今の法學羅馬を以て祖として
我邦中古明法の學あり方今泰西法學の一端耳
羅馬の法學も東帝如帝デユチニア第一西洋紀元五百年許の人
當チリボニアユスチニア等有名の法學士をして羅馬古來の法
律及批文の法と為し可き者を彙集せしめて因て始て
書を成しより世に之をパンデキテンと云ふ其後インス
チチュンオ子スノヘルレン等の書嗣出して合して一大部書
と成し名けてコルプスユリスシヒリスといふと云ふ
法學法朗西語に之をジュリスブルダニス又シエンシデド
ロワといひ英吉利人之をデリスブルデンシ又サイン

シオフゼラウ或を單ラウと稱し獨逸レグツクスセ
ンキフト或をレグツゲレールサムカイトと云ひ和蘭
レグツゲレールドヘイドと云ふ英のラウを法の義ふ
りテリ即佛のシリ及ドロワ獨蘭のレグトを詞訟俗又所
謂公事の義ラシエンウクスセンキフトゲレールドヘイド
等も學の義あり故に唯英語のみ法學と翻す可く他も詞
訟の學公事と譯を可くドロワシリテリ皆詞訟の義あり
其本来曲直の直の義ラシ其淵源を拉丁のエスありエス
の本義即直あり蓋詞訟を理直を以て勝ち曲を以て敗る
れもあり漢人法官を稱して司直といふも此義あり邦語
の公事も私曲無き義あり英ライトてふ語はり全

く同義ラシ用法も略同ラシ共學科の名をラウ法て
ふ語を用ひてライト直てふ語を用ひず漢土の語法英の
例に似たり故に今此學の總名を譯して法學と云ふ邦語
も公事學とも譯を可く
右の如くドロワライトレグトを本来正直の義ラシ正大
直方自立自主の理を伸る意を含む然れ共諸國慣習の用
例其義一ありば大略を撮むる左の如し
其一 義の對ラシ權と譯を可く譬を券主を償ふ
べき義はり債主を之を責る權はり如し法
學中此意を用る所尤多し故に法學又之を權
學と譯を可く

其二 分と譯を可し人各分り父死して子嗣くを

子の分あり賣買を商の分耕種を農の分よして他人之を争ふ可らざるが如し

其三 正直の本義よして律法と相對す蓋律法宜しく正しう可し然れ共時りて狂する事は

れどあり

其四 國例と譯す可し譬も羅馬國例法朗西國例と

謂ふが如し此を羅馬國法朗西國は通行せる權と分あり

其五 每事一定の條例なり此條例を總括しうる者を謂ふ譬も家法又後見の權の如し

彼土よて同義ふ

其六 學者理を考へ道を講す其議論世法といふ可し

此れ共我邦の權と譯すべし

其七 直よ之を法學と譯す可し

其八 司法院等聽訟驗治の所を指す

其九 理非曲直を判する語を指す

其十 或も此語を假りて非を枉て理と為す至強の

權の如し

法論を惟人間は通行する耳彼國は昔時禽獸亦其權なりといへる説り松は大夫の位を與へ驚は五位を授る者と同日の論りて大なる謬あり但世は漫は禽獸を殺を禁

たらしを專人の為にして誼譁争闘を防く為あり又古昔彼
土は人奴たり生殺與奪の權皆其主人に在りて人奴を毫
釐も權を有せざる禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳
是大に天理人道に背けり後世人文大に闡けんと皆律法
上は同權を得るに至り人奴遠く縦を絶つるに但黒奴を
天の罪人として尋常の人類に非ざると云ふ彼國古來の陋
見と利欲とを惑ひて近時中々存しつる英吉利人魁とし
て之を廢し晚近米利堅の奴亂平定して黒奴始て人間に
蘇生せざるを得たり然るに我邦士人無禮を咎め人を殺
す權たり至強の權に非理の理を思ふ可き事あり
法論の本意は人々をして其自立自主の權を保つるに

は在り彼國は昔時一切の人權を奪ひて生を奪ひて死人と
同しうする刑ありけれども今を廢しつるは法學の二層
高き級加へし一証あり
法學人道と異あり人道を仁義禮讓を説き法學を惟事の
曲直理の當否を論む
法學は三種の別あり第一天創草昧の土地は惟先例の
慣習法あり耳凡百の事之を以て裁斷を第二聖賢法律を
制定して明は天下は揭示を國家民人の權義名分皆法律
に照らし之を知り可し第三學者律法の善惡を論し法學
の論を定む之を學者の法論と云ふ蓋國家他日は由て
以て法律を改革をしよう

先例慣習法を未以て書を成さば聖賢の制法に至り始めて
之を書き筆を故より不文律法成文律法の別あり
法學別として數科あり今之を區別する方法二あり其一之
を體用の二類に別つ

體

用

列國公法

通信禮式

國法

有司法論

刑法

治罪法

私法

詞訟法

私法又三種に別つ甲平民私法、乙商法、丙列國平民
私法

其二之を三大種に別つ

第一 列國公法

第二 國法

第三 民法

列國公法又細別して三といふ曰く列國公法理論曰く列國
通用公法曰く通信禮式
國法又細別して五といふ曰く國法理論曰く通用國法曰く
刑法曰く治罪法曰く有司法論
私法又細別して五といふ曰く性法曰く民法曰く商法曰く
列國庶民私法曰く詞訟法

泰西國法論

慶應二年丙寅九月

津田真一郎真道謹識

其二三三六餘五段

第一 國法論の總旨

泰西國法論

緒言

國法論を之を四段より別て説く可し

- 第一 國法論の總旨
- 第二 國家并其國住民雙方の權義
- 第三 諸種の政體
- 第四 現今定律國法の大旨

泰西國法論

緒言



泰西國法論卷一

津田真一郎真道謹譯

國法論の總旨

第一篇

國法論の釋義并其界限

第一章 國法論を國家國民雙方の權と義とを彙集して論す國家を幹あり國民ハ支あり幹支相維持して國以て立つ互に權あり義あり辨せむを有る可らば

第二章 茲に許多の人一箇の境域中ニ住し其公益を長ド衆利を増む為に共ニ一主長を戴き其權威ニ服従する者あり之を稱して國と云ふ而して主長を定立の條例ニ

泰西國法論

第一篇

泰西國法論

從ひ闔國民の全力を使用する權柄を操る

第三章 故に國を人間公會の尤大にして其體裁全備せる者と知る可し

第四章 國の尋常公會と異なる所左の六件に在り此を國を成るに欠く可らざる者あり

第一 民種 此を許多の人其出自言語風俗議論所用必需の同一きと因て合して一種の民とふれざるを云ふ

第二 土地 此を即所謂國あり但其境界は天造と人作の別あり

第三 立國の本意 此を闔國全民の大利益を主と

第四 永續無窮 年限無きあり

第五 自立自治の權全して缺む 鄰國より抑制せらるる事なく高く凡百小公會の上は駕を

第六 主權即君權 一切國人此權に服従して臣民と稱す

第五章 立國の本意を散亂ししる民力を統合し其條理を正し政令を理め國益民福を増加せしむるに在り若夫人民唯天然同居して國を成ざれば民力支分して統一せず且屢相闘殺す

第六章 此本意を達せしむる為に國家の宜しく注意を可き

條件左の如し

第一 其保存を虞る可き事

第二 外寇を禦き内變を制し人民の權利平安を保護を可き事

第三 國民同居の際禮序正しうる可き事

第四 國內諸民其力を用ふる事互に同トシて且雖必竟相濟け相養ひ通國の福履を増長するに由り出で國家の億兆の君師須らく之を誘導して其本意を達せしむ可き事

第七章 立國の原由ハ其本意中ハ明白あり若夫國を成ざれば人民相濟養むる道無し故に其原ハ人間必要あり

て須臾も欠く可らざるに在るなり

第八章 世は或を成國の淵源を直に上古天神の口勅に託し或を一時國人會議し一種の和約章程を定め始めて國を立し等の説は其皆妄あり

第九章 然れ共古今各國の史傳を歴覽せれば成國の緣由多般あり其要を撮る左の如し

第一 或を一箇の家族より世を追て蕃衍して一民種を成し其宗氏世々大權を握り終に國を成るを或ハ人より外國より家を移り來り後其族漸く繁植し其首長世々威權を執り遂に國を成す

第二 人有り天資英雄智勇萬人は卓越し能く兆民を以て其恩徳は心服せしめ或は其威は屈服せしめく國を成を斯る時を成國の本一人の心は在り

第三 聖人法を制し或は皇天上帝の命を託し或は天神の定むる所ありと稱し民の信を取る是成國の本聖人の制法は在り

第四 許多の豪族會議して約を結ひ國人明く之を許し或は黙して之を許し以て國を成は是成國の本盟約は在り

第十章 國法列國公法と異あり混む可らば列國公法を

自立の諸國交際の際を定む國外の事あり國法を國內律法の可否政令の善惡等を論む國內の事あり
第十一章 國法亦民法と異あり民法又私法と稱を民人日用往來の私權私義を論び民の私事あり國法を國家國民雙方の公權公義を論む國の公事あり故に國法は國內公法と稱を
第十二章 國法の關涉を所左の如し

- 第一 治道
- 第二 政令
- 第三 理財
- 第四 國家を一箇自立の大公會とし其立

國の本意を達せらるる為に許多の費用必需あり
此國用を治る政即理財あり

第十三章 制法とい國の制度經濟の大典と國家國民雙方の諸權諸義并に諸人日用往來の際一切諸權諸義の條規を定て律法と為せを云ふ

第十四章 治道とい國中諸人權利平安を保ち國內禮序正しく民利增長せらるる為に國家の周く心を用ふるを云ふ
但民利を國家の宜しく關知せ可きと關知せ可らざるとの分界あり此分界を犯す可らざらん
第十五章 政令を帝制法の條例を實事と施せのみと止らば總て政府萬機の出入内外國事の執行を云ふ

第十六章 理財と國家財用の經理とて國家私有の土地品物歳入歳出國債等の管轄を云ふ

第十七章 方今文明の諸國に於てを刑法を國法論内の一分として之を論じ

東洋通志卷之九

第一章 茲又本國より代り本國の名を稱し其臣民及他邦列國に對して事を行ふ權位なり。蓋し此權位無れば國其國を成し難し此權位首として國を保存を虞り國家國其の權利平安を保護し禮序を正し兆民の力を糾合し且之を輔翼を

第二篇

國の主權

第一章 茲又本國より代り本國の名を稱し其臣民及他邦列國に對して事を行ふ權位なり。蓋し此權位無れば國其國を成し難し此權位首として國を保存を虞り國家國其の權利平安を保護し禮序を正し兆民の力を糾合し且之を輔翼を
第二章 上章の權位を汎稱して政府又主長或は首長と云ふ
第三章 右の汎稱を大小廣狹に拘らば總て之を兼用す可し即闔國の大權位并は國內州郡都邑の小權位をも通

稱を可し

第四章 通國の大權位を他一切小權位の本原あるを以て一箇の特稱を設けて之を別ち之を稱して主權と云ひ此主權を操る人を君主と云ふ

第五章 主權の由來を就て先哲の議論岐分縷析す

第六章 或人も之を天法と稱し天神所定の法として國は君あり臣あるは即天意ありと謂へり

第七章 又或人も主權の根源を尋常の人法を以て之を解き其説は人の一度得たる主權を其人并其相續子孫の身止りて世々遷らざると謂へり 父祖相傳 正統の業

第八章 又一説を主權の根本を家々天然の法則と同ト

と云ふなり其説は曰く一家の父も其家の嚴君として一切家族須らく服従す可し而して嚴君之を責る權 嚴君の權 を有つ

第九章 又更に一説あり主權の本原を誓約に出づといふ曰く昔時嘗て國人會議して國を立一人を奉じて君主とし百事其命に従ふ可しと明に盟約を成し或も然らざるとも暗に此意を致せりと云へり 合同誓約又 臣服盟約

第十章 更に又他の説は曰く本來主權を民に在りて永遠他人に譲る可らば然と共國民其便宜に因り暫く其主權を民中の一人或は數人に假して之を行せしむ是其意主權を國の公益に供せんが爲あり

第十一章 右主權由來の説一様ありきりり同トク主
 權本來何人ノ屬す可トヤト云ヘテ論亦一定セザリキ
 第十二章 或ト曰ク主權本來闔國總民ノ手ニ止リテ他
 人絶テ之ヲ望ム可ラズ國民亦之ヲ他人ニ讓ル可ラズ惟
 國人一人或モ數人ヲ其中ヨリ選舉シ主權ヲ託シテ之ヲ
 行ハル耳然レモ此主權ヲ操ル人モ民命ヲ奉ズル者ニ
 シテ君命ヲ奉ル者ト四方ニ使ヲ命者ト其義一あり
 第十三章 又一説ニ主權本來總國民ニ屬セリト雖一旦
 國民國ノ為メ之ヲ有徳ノ君子ニ讓ル此時國民一同ニ
 誓約ヲ呈シ其人ヲ奉ルテ君主トシ萬民皆其臣僕ト爲ト
 リト云フ

第十四章 天法父祖相傳正統ノ業并ニ嚴君ノ説互ニ同
 トリラズト雖主權本來其人ニ屬シテ平民モ毫釐モ闕涉
 セズ又之ヲ行ハ權無ト云ヘテ至リテハ僉同ト
 第十五章 簡ニシテ盡シ尤理ニ合ヘテ説モ國ノ主權即
 君權モ成國ノ道理ト同一ニシテ分別ス可ラズト云ヘテ
 説あり故ニ主權ノ原由亦必要ニシテ須臾モ欠ク可ラズ
 第十六章 然ラハ其必要ニシテ欠ク可ラズ主權奈何
 あり人奈何あり定則ニ從ヒ如何ト之ヲ操リ如何ト
 之ヲ行ハヤト問ヒ時ニ於テ之ニ答ふる語モ其國人文開
 闡ノ度民智明發ノ級ニ從ヒ又風俗議論ノ同トシテ以テ

食必需の異あるに因て一様あるべしと知る可し

第十七章 見よ主權を領し之を行ふ状を各國政體の同トウラシムルに從て異同あり而して政體を國初の舊慣より仍り或も中世より之を變むる事を得可し

第十八章 闔國總民皆其國主權の臣僕あれど其命令を奉順して恭敬ある可し是即總民の為あり

第十九章 主權の作用別て三向とあり

第一 政治の大典及國家品序の總律法を制す(制法)

第二 右の大典律法を頒布し内外國事を總て障なく執行す(政令理財)

第三 國內の品序を正し人々の權利を保護す(司法)

治道

第二十章 右主權作用の三向に從て國權を別て三權とし之を制法行法司法の三權と云ふ每權作用の分界判然とし之を紊る可らば各其特別の條規ありとん

卷六

第二十一章 右の區別に從て

第一 制法の權を律法を制定す

第二 行法の權を律法を施行す

第三 司法の權を律法に從ひ權利を保護す

第二十二章 右の三權各其本を異にし特立して相關涉せざると云ふ説ありと當らば

憲法論
卷一

第二十三章 本來三權惟一君主より出づ但其向方の異なるに因て其作用同トラざる耳

第二十四章 君主一人の職務實に極て浩大あり故に業を分て之を掌しめざるを得ざる蓋業を分て事を行ふを天下の通法あり

第二十五章 國制政治共の品序正しく條理紊れざるを緊要とし是を以て制法政令司法の三體屹然として特立し互に其領分を侵ざるを要す

第二十六章 右一主權の三作用互に均勢の狀を為し彼此相控制して其偏重を防ぐ此を是國の平安を護り且豫以て暴君の虐政を防ぐ至良法あり

第二十七章 三權乃至數權各互に分裂特立を云へる説を唯一主權の論と悖る取用をべからざる若夫數權分立の説實に行ふ時を國終に分崩離析せむ耳

第二十八章 左の三則掲て法とを可し

第一 國內唯一權あり其作用別とて三とあり制法政令司法是あり

第二 制法政令の二體を恒に互に和熟して其力を戮むべし

第三 司法を右の二體と屹然として別と自立して他顧せざ只管律例を準據して裁斷を為す可し

泰西國法論
卷一

第二十八章 五の二四六の法より下
の法實に在りし和の國強し公敵難しき事
第二十九章 一主の制を和の國に之れを以て其の法を立
第二十章 三主の制を至極難しき事と公敵難しき事と云へり

第三篇

制法

第一章 法律を制定する事を大主権作用の其一として
其本君主より出づ

第二章 法律を制定する方法を立國の制度と因て同ト
うくべ其故を大主権の所在又法律を頒布する方法其國
の制度と因て互に異あるべきあり

第三章 國家の大権國民に歸する國に於ては或は兆民
會議して法律を制定し或は國中より推舉する所の人國
民に代て之を論制す

第四章 一人天下の大権を操る國に於ては一人の獨斷

を以て法律を制定す然れども朝令暮改其言の恒無きは
律法と為を可らば○一人所定の條規獨其國の臣民を羈
約する耳あらむ國君及び嗣君の身を束縛して世々衰ざ
る可し但明は天下は號令して之を廢し或は新條規を制
して舊條規を代るを別論あり

第五章 元來所定の律法を淺智の羣民一時誼罵の論は
動搖せざ又一人愛憎の私の爲は覺亂せざ確然不拔あり
可し是文明諸國の實は永く之を求る所あり

第六章 茲は之を求て之を得る良法あり曰く有智有
力の數君子をして律法を助け制せしむるあり然る時を
君主此數君子の議を採り獻替を聽き或は其許諾を請ふ

第七章 國內は州たり邑あり恰一小國の如く其首長相
當の威權は從て制定する條規を其區域内に於て律法
として行ふ可し

第八章 律法其載る所の條規は從ひ之を別て二種あり

甲 定則
乙 令禁

第九章 甲を惟當行人事の規矩準繩を揭示する耳強て
人をして之を遵奉せしむる事能む

第十章 此の如き律法を唯掲て以て庶民日用往來凡百
事件當行の規矩準繩とす而已あり故は若夫二人相談
し互に納得の上其條規は背く事を自由自在あり但由て

以て他人の患害を起す如き事を禁令に明示して行ふ可
らざる耳

第十一章 令禁を一切國人皆之を遵行を可し若之を犯
む者も刑罰其身ふ加ふ

第十二章 律法の關係する所は從て亦之を別て二類と
す

第一 國法

第二 民法

第十三章 國家の制度通國の經理財用の理正并に國家
國民雙方の權義を定る等の諸條規を指して國法と云ふ

第十四章 其目を舉ぐむ左の如し

第一 根本律法即所謂朝綱又國憲として國家經綸
の基礎あり

第二 經綸律法 此を國家緊要事務の條規として
猶人身の脈絡諸機あるが如し

第三 刑法及び治罪法

第四 税法 時勢景況に準じて國家特の心を留む
可き要件種あり其條例を定るを云ふ

第十五章 民法を國人往來交會の際に生ずる所日用凡
百の事に關涉する諸權諸義を脩理して平人を以て法則
を取らむる者あり

第十六章 民法の關涉する所左の如し

第一 人權 衆庶同生彼此相對して互に其權あり之を人權と云ふ

第二 物權 人各物あり之を有し須らく其權あり可し之を物權と云ふ

第三 約束 得心の議定并人の行事と景況と因て律法上又定て違背を可らすとす事云ふ

第四 各人其人權物權を防護し又約束の遵行を責む方法之を詞訟法と云ふ

第十七章 方今文明の諸國は於て大抵右に擧ぐる民法

法四綱の細條目を網羅し悉く一大全備の律法書と成一之を明示し

第十八章 律法を國人は能く遵奉せしめむとせむ須らく頒告の禮式を行ひ國人は之を周知せしむ可し

第十九章 此頒告の後は一切國人悉皆律法を熟知す可し縱令否ざりも定て之を熟知せしむ故に人律法を解せし律法は聞きを以て辭を作り法を犯し法は違て其罰を免れむとす事能ざるあり

第二十章 律法を頒告の後惟將來は通行する耳絶て既往を追ふ力を有せし

第二十一章 律法は其時を限り又限らざるあり若

泰西國法論
卷一

其時を限らざる者を永久窮りなく通行せしむる可し但
制法の位權を具備せる人明く號令して之を廢し或を別
に新律法を制し其旨古律法と矛盾する時古律法の期
限盡しりと知る可し

第二十二章 民法の中制定頒告の明法成文と慣習の先
例不文と并行せしむる國あり然らざる國あり

第二十三章 慣習の先例成文の律法と一例を行はざる
由縁を國民の議論多年暗く一致して異論無く或ハ事ハ
り多年同例を以て處置し來り慣習の先例と成るは在り
就中大司法院の批文尤其關防と為り遂に確然拔く可ら
ざるに至る

第二十四章 民法論を彙集して一部の民法律書を設け
る諸國は於て之所謂慣習の先例永く律法の威徳を失く
法士の取ざる所となり但律法書中殊更に明指して採用せ
る條例を格別あり

第二十五章 州邑等國內一區域中の律法を悉皆總國の
律法に根據して毫釐も相矛盾する所無る可し

新西國法論
卷一

第二十五章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第二十六章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第二十七章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第二十八章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第二十九章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十一章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十二章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十三章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十四章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十五章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十六章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十七章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十八章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第三十九章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし
第四十章 國の頭首一人に於ては其の權を以て國の利益を爲すに在りては其の權を以て其の私利を爲すに在らざるべし

第四篇

政令并に理財
第一章 政令理財を萬機一途に出て命令能く行をるるを以て緊要といふ故に政令理財を本来唯一人或は僅く數人に終始之を總攝を可し
第二章 民主の説盛行する國に於ても政令と理財を特によ首領或は一議政府の司る所とするを專上章の理に因るなり
第三章 一君主の國に於てと言ふ迄も無く君主總國の頭首として惟君一人政令理財の二大權を掌握を
第四章 國の頭首を事理宜しく躬自政令理財の大本を

泰西國法論 卷一

統領を可し但才有り學あり政事ニ練達し君子の參謀輔弼を要以而して君主の命令規定を制作し之を奉行するに至ても貴賤諸等許多の官吏に論要用あり

第五章 各種官員の俸祿職掌を定め之を進退黜陟するを總國主長の自任する所あり

第六章 上章に掲ぐる總國主長の任とする所の事を皆國家の大事件あれば須らく律法として定む恒典若くは主長の政令より出づる命令を以て定む格例は從て之を遵行し絶て人主一人愛憎の私をして其間を行はざる事無らしむ可し此を天下總國の公益と兼て各員官吏の為に實に必要あり

第七章 諸員官吏を右の恒典格例に依據し國主の命令を奉承し且其名號は由て官事を奉行を但其職務を致し誠は忠實あり可きを其任どる所の責あり若夫否ざれば自其罪を服を可し

第八章 政令を獨律法を奉行するのみは止らば國の爲に必要あり時を獨斷獨行して復律法の有無に關係せざる事あり而して國中一切諸人悉く政令の規定命令に服從する事律法に服従する同一ある可し是政令の權宜しく然る可き耳

第九章 然りと雖政令を施行するに當て宜しく律法の本旨條例に契合して毫も矛盾する所無る可し

泰西國法論 卷一

第十章 理財即國家財用の政を其體二様有り甲を公法の體に屬し乙を私法の體に屬す

第十一章 國家立國の本意を達する爲に設る所の諸物を用ふる所の諸事に供する費用あり此費用の管轄を皆公法の體あり

第十二章 其目三有り

第一 國民を役し貢物を納し税銀を征し是國家立國の本意を達するに必需の資用を備ふるが

第二 且右の費用を國家の公事に供し譬を諸員官吏の俸祿等の如し

第三 國家公物の管轄公物とは通國公共の物として

一人の私有を非ざるを云ふ譬を政府衙門大學校等總て國人公有の設施馬頭道路橋梁運河津渡堤防海陸戰備砲臺軍艦戰具等の如し

第十三章 右公法の體に屬する理財を政令の一端ありと謂ふ可し

第十四章 國家惟平民私會と同様の業を爲し事有り此時其資用の經理を私法の體に屬す

第十五章 其目亦三有り

第一 人權物權の執行物を取て其所有と爲るの類あり約束の執結賣買を爲し物を借り人を傭

新西國法論
卷一

第二 國家其私財を出し産業を興作し或は惟其私利を收め或は天下の公益に供し鐵路を創め工場を設る類あり

第三 國家所有の植貨田野山澤建築等總て恰地を云動貨畜類家什等總て運輸の管轄但此物を云ふ天下の公益に供せば惟國家の私有する時を云ふ譬は國家の私田金銀貸附私會の入社及鐵路の材料等の如し

第十六章 私法の體に屬する資用の管轄は就ても國家も尋常平民と同じく民法の條例に違背する事能ず

第十七章 上章諸件の規則獨通國のみならず州邑に於ても同様は通行と可し

第十八章 州邑に於ても制法の官に並て政令理財の官あり可く政令を一人或は一議政府の管轄に屬し理財を公法私法の兩體を存可し

第十九章 然れども州邑の政令理財を宜しく總國の律法を推尊し總國政令の管轄に從て之を行ふ可し

刑部
律例
卷一

第一章
諸民の權利を保護し以て國の
洪福を長むる方術中の尤
ある者よりて國家治道の一端
と屬し
第二章
司法を類別し以て平常と非常の
二種と爲す
第三章
平常の司法更之を類別して二種
と爲す
甲 聽訟 此を諸民日用往來中
其諸權諸義に關涉
ありて生る所の詞訟を聽決せし
むるを云ふ
乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の
罪科を裁斷せしむるを云ふ

第五篇 司法
第一章 司法を國の平安を護り
國中の非法非禮を防ぎ
諸民の權利を保護し以て國の
洪福を長むる方術中の尤
ある者よりて國家治道の一端
と屬し

第二章 司法を類別し以て平常
と非常の二種と爲す
第三章 平常の司法更之を類別
して二種と爲す
甲 聽訟 此を諸民日用往來中
其諸權諸義に關涉ありて生る
所の詞訟を聽決せしむるを云ふ
乙 斷獄 此を刑律を犯せる人の
罪科を裁斷せしむるを云ふ

刑部律例 卷一 第五篇 二十

第四章 平常司法は於て君主の名位を以て詞訟を聽決其義君主の聽決と同ト而して司法の官即法士を君主の任する所あり

第五章 善く法を司り聽決するは必須あるを中正不偏より恒に律法を照して各人の權利を保護し不正不義横暴私欲を禁止するに在り

第六章 故に法士を能く其人を得能く法律を通じ可し且法院を毫も掣肘せらるる患なく自立して審る律法を守り可し是等の制を定め之を保護するも亦律法より須らく確然不拔あり可し

第七章 之が爲に至當の良方左の如し

第一 法士を任して終身官に居しむる事

第二 律法に掲げし法士俸祿の制を以てする事

第三 國家高會の其一より具呈する所の名簿中より

法士を選任する事

第四 法士の職掌權義を詳記して條例とする事

第八章 詞訟犯罪の大小輕重に準じて各相當の法士あり律法を明白に之を指示を若夫人らり律法指示する所の法士は趣き訟んと欲する時を他人其意を戻り之を沮み止む可らざらん

第九章 律法に定むる正員法士の外は臨時に法士を任し臨時に法院を設て臨時の訟獄を聽斷する事絶て無し

可一

第十章 司法院を制法院及び政府と眞に隔絶して特
自立を可一故に制法の官を能一切の律法を制定され共
兼て律法に準據して訟獄を聽斷する官と爲る可らば政
府の諸官員亦兼て方正中立の法士と爲る可らざるあり

第十一章 法士を只管律法に據り以て訟獄を聽斷し毫
も律法の正邪當否を論じ可らば又人たり法士に趣き訟
争の時法士律法に詳し其事を載ざるを以て辭を作
りて其聽斷を拒む可らば

第十二章 法士批文中に其斷由を明記し人をしつて一見
して左の二條を知しむ可一

甲 法士裁決する所の事實を審覈しつる事

乙 律法中何の章何の條を採用しつる事

第十三章 事實を審覈する事を明確ある證左を以てま
可一

第十四章 證左と爲る所左の如し

第一 本人法士に對して爲る所の自首

第二 証人の辭或を其道に長しつる人の解明

第三 証左として出する文書

第四 事情の連結 蓋此連結を參考されば事實自
然に明白あり

第十五章 聽訟を法院の門戸を開き公然として之を行

ふ可し然れ共別は開門し難き故に時を之を閉づ可し
然と共批文より恒に詳に斷由を記して兆民に明示を可
し

第十六章 小事の聽訟を一法士之を司る若夫其事大
とは數法士列座し相互に討論を盡し衆口より從て之を決
ま可し法臺中法又法士三名法府大法又五名議法院法至高
又七名乃至十二名

第十七章 裁決既に定まらば後訟者更に高等の法士に趣
き覆實を請ふを許す可し其を法士法を司る恒に正直綿
密ありと雖或は誤謬を免とざる事あり故に此法を設
けしあり之を越訴と稱す

第十八章 非常の司法又之を二類に別つ

甲 軍法 此を海陸兵卒の罪科を驗治するなり

乙 有司の聽訟 此も有司中生むる所の詞訟を裁
判するあり

第十九章 非常の司法に於ても裁決公平中正あり可し
故に非常の司法亦謹て尋常司法の爲に上章に記し
條例を守り可し

第二十章 然も共事情自異あるを以て二三の尋常條例
は膠柱を可らざる事あり

第二十一章 軍法を殊に戦争の間は在ては速且嚴あり
可し是軍中に於ては紀率尤嚴正より士卒肅然とす

新編 法律 卷一

能く將命を奉るるを要せられあり故に推問裁斷共より尤簡便あり可し

第二十二章 軍法に於ては際を以て將帥兼て部下の法士より事特は須要あり啻然る而已ありは時勢之を要する時を將軍令を下し暫時平常律法を廢し一地に行われしめざる事あり是將軍の特權あり(譬を守城中に軍法を布告するが如し)

第二十三章 有司の詞訟を職務の爭論より即國政内の議論あり故に尋常法士の裁判に託し難く政府自之を裁決を可し是此詞訟政令殆ど一より離る可らざるより因るあり

第二十四章 此時政府の依怙最負を防ぐ方法種々あり可し譬も裁決の前より當て中正公平あり國會大臣の議を取ら類あり

第二十五章 尋常民事の詞訟を雙方相談納得の上法院より赴せし平人の内有徳の君子に就て裁判を請ふを得是を判者と稱し此時判者律法の條例を照し或は唯仁義禮讓に基て之を斷じ是律法の許を所あり

第二十六章 判者の裁判法士の裁決と同一より雙方共之を奉守す可し

泰西國法論
卷一

第二十五章 專制主義の國法論
第二十四章 共和主義の國法論

第六篇

第一章 刑法并は治罪法

中立の法士君主に代り君主の名位を用ひ律法を謹案して行ふ所あり

第二章 野蠻の俗に於ては刑即復讐の具とて所謂惡を

以て惡に報ふるあり故に屈害を受し人躬自其敵を刑以然らざれば子弟親眷之に代りて刑を行ふと云ふ

オニス即此義あり

第三章 文教半明ある國に於ては生殺與奪の權悉皆君主に在り故に若夫臣民君主の命令に違背し或は其視て

泰西國法論 卷一

不善と為る所の事を行む之は刑を加ふ

第四章 文教昭明ある國は於ては平人私に加へたる惡業も國の治平を妨る一障害として之を視る治平を守るを君主の任あり故に之を罰するは即君主の任あり

第五章 文明の國は於ては刑罰を惡を以て惡に報ふる具は非ざる又君威を張り臣民の順從を要する具は非ざる惟惡を未然に防ぎ具と爲る耳

第六章 刑の本意を懲惡に在り就中惡人を以て復天下の患害を爲るゆがりを以て尤其本意と爲る

第七章 右此刑の本意を達する為は刑を設る事左の如くあり可し曰く惡人を遠けて人間は交らざるべし

第八章 故に刑を定め罪を擬する其は無益の醜酷を避く可し

第九章 刑を定むるは之を當る所の罪惡の品類狀情を察す可し本來刑の能く本意を達するを其嚴酷あるは非を却て其確あるはあり確と何ぞ罪られバ刑必之は加はり人絶て刑を免む事を僥倖し得ざるあり

第十章 犯惡の人も亦本國の住民として住民の權を有む此權を之を敬むる有る可らば

第十一章 律法の條例は據むる人を罪たりとし之は

泰西國法論 卷一

刑を加ふる事絶て無る可し

第十二章 刑罰を加ふ可き罪科を律法に掲て明白に之を指示し可し律法に明示して罪科とし刑罰を以て懲む可き所業の外を絶て罪科と為可らば

第十三章 何の罪科を何の刑罰に當ると云ふ事律法に掲記して明瞭ある可し又罪科を加ふるに律法に定むる所の刑罰を以てせば他の刑罰を以てする事絶て無る可し

第十四章 惡業の有無及び人の罪有ると罪無きとを裁斷するに律法に指示する所の法士ある可し

第十五章 法士は罪人の推按を請ふ事宜しく律法所定の條例に從ふ可し是は告訴する人の權を保護し二は國家の權を保護するあり

第十六章 治罪を以て其專務とする官は此官屈害を被りし人の告訴を受理し且犯罪者を探索逮捕して之を法士に送り致す故以て其任とし

第十七章 右治罪の官法士に呈するに左に二証を以てし可し
甲 惡事の所業ありし証左
乙 犯人として法士に送る所の人罪惡を犯しし証左

第十八章 犯人として告られし人をし法士の前に

刑部式目録
卷一
刑部式目録
卷一

優は自陳理をを得せしむ可し若夫罪惡の証左猶未明
白ありざる時未其人を正犯としし視る可らば

第十九章 左の憑據未著明ありざる間ハ法士未其人の
罪科を斷決を可らば

第一 推按を所の事之を刑律の例條に照せし刑
を可き罪科あり証

第二 犯人とし告られし人實は惡業を為し

第二十章 証左を得る方法左の如し
第一 自首 自首をせしむるは

第二 其道は巧ある人の解明及証人の辭

第三 証左の文書 証左の文書は

第四 事情の連結 事情の連結は

第二十一章 告らざる人の自首を本心は情實を吐露
する者ある可し而して猶且他の憑據と契合し始めて証
左とし取用ふ可し

第二十二章 拷問を加へ或ハ誘問して首伏せしめしむ
自首を証左としむるは足らば

第二十三章 一旦罪科決定せる人更は高等の法士に赴
き覆治を請ふを得る事尋常の詞訟と同し可し

第二十四章 若夫罪狀既は極り最早越訴を可らざる時
も治罪の官之に任して尤速は其刑を其人に加ふ可し

熱西國法論 卷一

第二十五章 犯罪の批文を君主の名位を以て之を作ると雖も君主特は其罪を赦し或は其刑を減し或は輕きに従ふる權を有む之を特赦の權と稱す

第二十六章 特赦の權亦是無し可らば其理左の如し

第一 法士の律法を司る極て慎重綿密ありと雖も然れ共或を誤て無罪を有罪とせし事其絶て無きを保ち難し

第二 文教日は進む時論月は新ししを休む法士の

第二十一章 法を司るは惟律法は是據る律法は重を持つ

故は其斷罪復時論は合せざる事間亦是なり

第三 (彼國)は時論既は死刑を以て刑理は悖れり

りと云ひ世務も亦之を要せざると云ふ故は新律大抵死罪を廢して二十年乃至二十五年間懲惡院に入る若其未廢せざる者を大抵特赦

は從て死一等を減せんと云ふ

第三 犯人の所業律法の嚴文は從む宜しく重刑を加ふ可しと雖も然と共或は其情意憐む可く恕を可き事亦是なり

第二十七章 君主又法士の推按を半途より停止し或

を罪人の追捕を一切廢閣せしむる權を有む甲を停問の權乙を措不問の權と稱す理特赦の權は同一

第二十八章 諸國は於て死刑或は身の大恥辱と為る刑

熱西國法論 卷一

を受く可き重罪あり。時は當りて先其人の罪ありと罪無
きと裁斷せらる。法士の職は非を以て却て國民の徳望は
る人數名高議して定る所より之を斷士又誓士と稱せ然
る時を法士の職を惟律法に照して其當刑奈何を決せら
る耳

第二十九章 犯人獨國家の刑を受るのみならず兼て又
其曾て害を加へたる人とは相當の償を為す可し返償の金
額を害を受たる人の訟に因て法士の裁定せらる所なり但
此ハ私法の條例に屬せ

第三十章 文明の諸國は於てを一種の官人たり罪惡を
探索せらるを以て其職を以て巡察の官是あり蓋巡察の監察

を兼て惡行を未萌に防く一良方と謂ふ可し

第三十一章 然りと雖政府巡察を用ひ良民正當の行事
自在を鉗制せらる一器とせらる事絶て是無可し

泰西國法論卷一終

自茲至後開者一器之類。事雖不同。其理則一。
張三十一章。然其所以與眾不同者。乃是五音。亦事
之類。無不本於此。而一處之。亦一處之。亦一處之。

